

**経済建設常任委員会 所管事項に係る
「組織図」、「事務分掌及び組織」及び「現況と今後の展開」**

○経済部 (P 1 ～ P 1 8)

農政課、商工労働課、花と緑・観光課、経済振興室

○建設部 (P 1 9 ～ P 2 8)

管理課（車両センター）、土木課、建築課、建築指導課、
市営住宅課

○水道部 (P 2 9 ～ P 3 8)

経営管理課、上水道課、下水道課

○農業委員会事務局 (P 3 9 ～ P 4 2)

經濟建設常任委員会 提出資料

<經濟部>

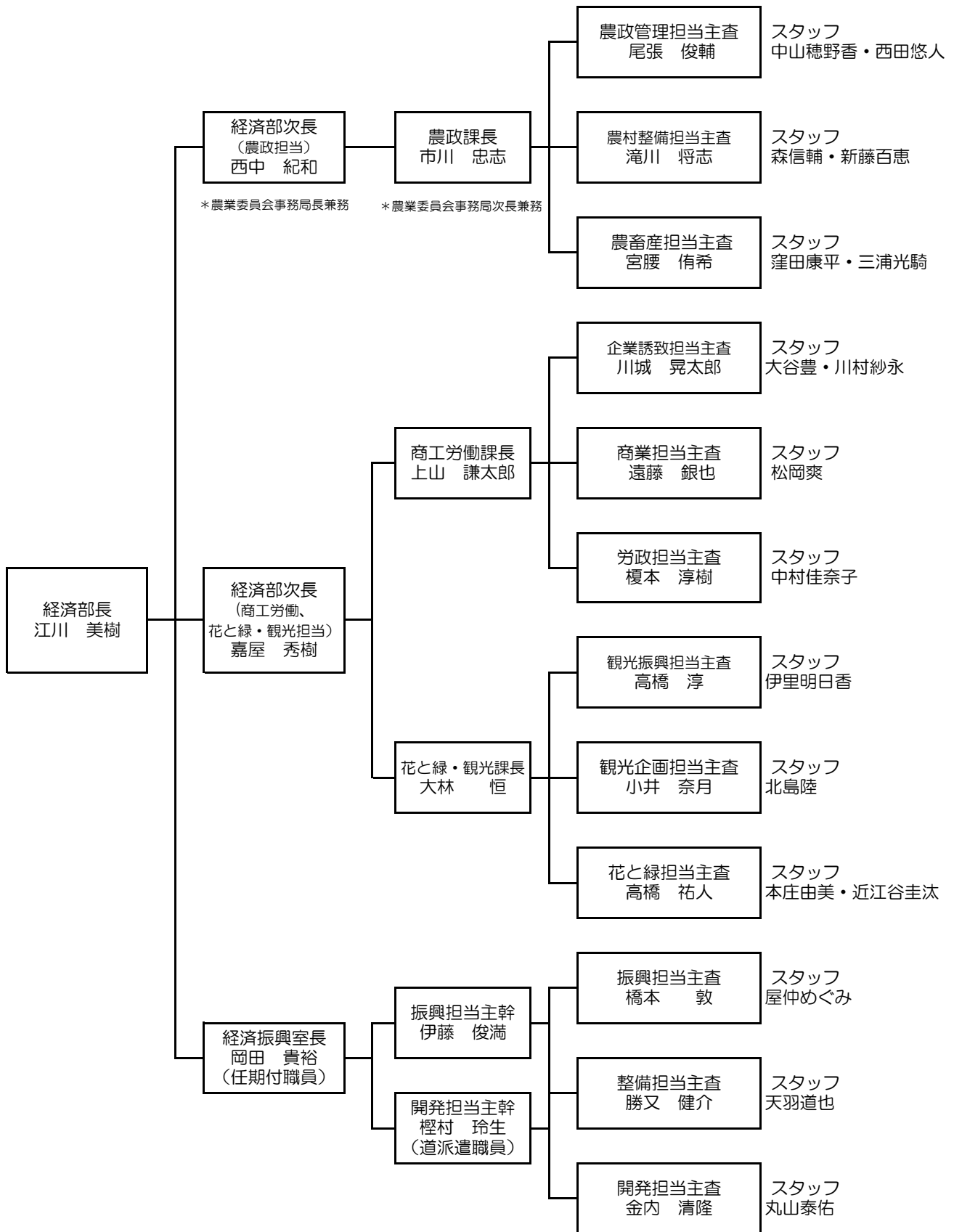
●農政課

●商工労働課

●花と緑・観光課

●經濟振興室

《令和7年度 経済部 組織図》
(農政課、商工労働課、花と緑・観光課、経済振興室)



経済部（農政課、商工労働課、花と緑・観光課、経済振興室）						
役 職	部長職	次長職	課長職	主査職	スタッフ	計
職員数	1	3	5	12	17	38

事務分掌及び組織

< 経済部 >

組 織	事 務 分 掌
農政課	・ 農業行政の総合調整に関すること。 ・ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)に関すること。 ・ 農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)に関すること。 ・ 農業後継者対策に関すること。 ・ 農業者と市民の交流に関すること。 ・ 農業関係機関団体との調整に関すること。 ・ 農業制度資金に関すること。 ・ 農畜産物に係る有害鳥獣に関すること。 ・ 農林水産の振興及び指導に関すること。 ・ 稲作、畑作及び園芸の改良普及、奨励及び指導に関すること。 ・ 米の生産調整に関すること。 ・ 米穀の集荷調整に関すること。 ・ 農業気象及び農作物の作況に関すること。 ・ 農作物の病虫害防除に関すること。 ・ 農作物の災害に関すること。 ・ 林業及び内水面漁業の振興奨励に関すること。 ・ 林地開発行為に関すること。 ・ 農業振興計画に関すること。 ・ 農業構造の改善に関すること。 ・ 農業施設等の整備に関すること。 ・ 畜産の振興及び指導に関すること。 ・ 家畜及び家きんの改良増進及び保健衛生に関すること。 ・ 畜産施設の改善奨励に関すること。 ・ 獣医師、装てい師及び家畜人工授精師に関すること。 ・ 家畜及び家きんの実態調査に関すること。 ・ 畜産団体の指導調整に関すること。 ・ 畜産共進会に関すること。 ・ 畜産振興に係る土地改良事業及び諸事業の計画、調査及び促進実施に関すること。 ・ 市営牧場の運営管理及び整備事業に関すること。 ・ 道央農業振興公社との連絡調整に関すること。 ・ 農業活性化支援センターに関すること。

	・ 農業水利の調整に関すること。 ・ 内水排除施設及び揚水施設の管理に関すること。 ・ 国営、道営及び団体営事業の計画、実施及び補償等に係る地元調整に関すること。 ・ 排水路施設の維持補修に関すること。 ・ 所管工事の調査、設計施工、監督及び検査に関すること。 ・ 農業振興基金に関すること。 ・ 森林環境譲与税基金に関すること。 ・ 農業の人材確保対策に関すること。 ・ スマート農業の推進に関すること。
商工労働課	・ 商業の振興に関すること。 ・ 商業の近代化及び高度化に関すること。 ・ 商業団体の指導育成に関すること。 ・ 中小企業等振興融資に関すること。 ・ 中小企業振興審議会に関すること。 ・ 商店街近代化の相談及び指導に関すること。 ・ 商店街の事業推進に関すること。 ・ 商店街振興組合の設立に係る指導及び認可に関すること。 ・ 起業支援に関すること。 ・ 協同組合の設立に係る指導及び認可に関すること。 ・ 協業組合の設立に係る指導及び認可に関すること。 ・ ガス用品販売事業者への立入検査等に関すること。 ・ 電気用品販売事業者への立入検査等に関すること。 ・ 液化石油ガス器具等販売事業者への立入検査等に関すること。 ・ 労働施策に関すること。 ・ 雇用対策に関すること。 ・ 労働団体との連絡調整に関すること。 ・ 職業訓練及び技能者支援に関すること。 ・ 地場産業の育成振興に関すること。 ・ 農商工等連携に関すること。 ・ 企業誘致に関すること。 ・ 砂利採取及び採石に関すること。 ・ 工業及び鉱業の振興に関すること。 ・ 工業団体の指導育成に関すること。 ・ 工業適地調査に関すること。 ・ 既存企業の適地誘導に関すること。 ・ 道央産業技術振興に関すること。 ・ 地下資源の開発に関すること。 ・ いざりえ恵庭ビル管理組合に関すること。

花と緑・ 観光課	・観光及び観光イベントに関すること。 ・観光資源の調査開発に関すること。 ・観光施設の整備促進に関すること。 ・観光客の誘致及び宣伝に関すること。 ・観光団体の指導調整に関すること。 ・えにわ湖周辺レクリエーション施設に関すること。 ・国立公園の利用及び活用に関すること。 ・花の拠点事業の推進に関すること。 ・みどりの推進員及び水と緑のまちづくり推進委員会に関すること。 ・花と緑の関係団体の指導育成及び調整に関すること。 ・花と緑のまちづくりの推進に関すること。 ・ルルマップ自然公園ふれらんの整備及び運営に関すること。 ・花の拠点整備事業に関すること。 ・水と緑のまちづくり審議会に関すること。 ・盤尻地区の観光振興に関すること。 ・盤尻パークゴルフ場の管理運営に関すること。
経済振興室	・新市街地開発事業に関すること。

現況と今後の展開

課名	農 政 課
----	-------

現況	○農業振興計画の推進 恵庭市の基幹産業である農業の持続的発展の実現に向けて策定した「第4期恵庭市農業振興計画」の基本目標の達成に向け、農業者・農業団体・農業関係機関と連携した取り組みを推進する。 【恵庭市の農業概要】 ●総農家戸数：257戸（販売農家165戸・自給的農家92戸） ●耕地面積：4,230ha（田2,350ha・畑1,880ha） ●畜産農家数：37戸（飼養頭数：132,699頭 ※R7.2月現在） ●営農形態：「水稻・畑作」「水稻・畑作・野菜」「畑作・野菜」「野菜専業」「畑作・野菜・花卉」「酪農専業」が主な個人・組織経営
今後の展開	○農業振興計画の推進 令和8年度までの前期期間において実施計画の取り組みを推進するとともに、今後の社会情勢や経済情勢など農業を取り巻く動向を注視し、関係機関と連携して計画の見直しを行う。 【基本目標と主な事業】 A. 多様な担い手の確保：後継者や新規就農者の育成確保（主な事業：農業後継者等の研修事業・道央農業振興公社事業） B. 農地の安定的な利用と確保：地域計画の推進（主な事業：経営体育成支援事業） C. 生産性の高い土地基盤の確立：基幹水利施設（用排水）の維持管理と整備再編の推進（主な事業：基幹水利施設管理事業・国営かんがい排水事業・道営水利施設等保全高度化事業） D. 地域環境と調和した農業生産の確立：有害鳥獣対策の推進（主な事業：有害鳥獣駆除事業・酪農振興事業・スマート農業の推進） E. 活力ある農業経営の確立：営農・経営の安定（主な事業：経営所得安定対策事業・普及センター重点地域事業） F. 農を中心とした地域活力の創出：農に対する市民理解推進（グリーンツーリズムの推進）

現況と今後の展開

課名 農 政 課

現況

○有害鳥獣による農作物被害対策の推進

恵庭市内における有害鳥獣による農業者からの農作物被害の駆除依頼に基づき恵庭猟友親睦会に業務委託し、駆除を行っている。

また、恵庭市鳥獣被害防止計画に基づき、恵庭市有害鳥獣対策連絡協議会（JA 道央・恵庭地域生産組織連絡協議会・恵庭猟友親睦会・石狩農業改良普及センター・恵庭市で構成）が、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、実施隊による一斉駆除及び緊急捕獲事業により農業被害の軽減を図っている。

国有林内においては、平成26年度から石狩森林管理署が森林被害と農作物の被害対策として、モバイルカリングの手法によりエゾシカの捕獲事業を実施している。

なお、駆除したエゾシカは、利活用・焼却・現地理設により処理している。

【過去3年間の駆除実績】

項目/年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
エゾシカ	298 頭	348 頭	349 頭	エゾシカについて、モバイルカリング捕獲数を含めない。
キツネ	48 頭	62 頭	43 頭	
アライグマ	278 頭	308 頭	253 頭	
鳥類	356 羽	441 羽	510 羽	
被害額	13,943 千円	9,571 千円	9,221 千円	農業者調による。

今後の展開

○関係機関等と連携による有害鳥獣被害対策

農業関係機関、猟友会などの関係機関との情報共有と連携を図り、捕獲機材更新や効果的な被害防止・捕獲体制を推進するとともに、経費や処理工程などを検証し、効率的で最適な処理を引き続き図っていく。

また、国有林内でのエゾシカの捕獲事業については、石狩森林管理署へ継続を要請するとともに情報交換・連携体制の強化を図る。

エゾシカの生息地となっている北海道大演習場内及びその周辺での効率的な有害鳥獣被害対策の検討を行う。

現況と今後の展開

課名	農 政 課
----	-------

現 況	○農作業における人材確保対策とＩＣＴを活用したスマート農業の推進 恵庭市の販売農家戸数は１６５戸であり、平成２２年度との比較で６７％に減少（２４８戸⇒１６５戸：農林業センサス）しており、農地を維持しつつ、多様な農畜産物を生産していく上で、農作業における労働力が不足している状況である。 このことから、市内ではＪＡ道央による無料職業紹介事業の「アグリサポート事業」やスマホアプリを用いた「農業バイトの募集」、「農福連携」など、様々な事業を展開しているが、労働力不足は依然として深刻化しており、ロボット技術やＩＣＴ等の先端技術を活用した、作業の省力化や高品質生産等による労働力不足の解消に向け、関係機関と連携・協議を行っている。
今 後 の 展 開	○農作業における人材確保対策の取り組み 【学生等による農業労働力の確保】 市内の大学および専門学校と連携し、学生に対し農繁期における農作業従事（パート）などの周知を行う。 【自衛隊退官者に対する農作業機械等のオペレーターの確保】 農家において人材確保が難しい農作業機械等のオペレーターについて、大型特殊自動車運転免許などを保有する自衛隊退官者を対象に、農作業機や運搬車両などのオペレーター人材の確保を目指す。 ○ＩＣＴを活用したスマート農業の推進 【ＩＣＴ等技術の情報収集】 地域の農業形態に適したＩＣＴの活用に向け、関係機関との更なる連携と情報収集の強化を図る。 【恵庭市に適したスマート農業の推進】 ＪＡ道央や農業改良普及センターなどの関係機関と連携し、恵庭市の農業にマッチするスマート農業の検討を行い、機材の導入を推進する。

現況と今後の展開

課名	農 政 課
----	-------

現 況	○農業生産基盤整備の推進 【国営かんがい排水事業（漁川右岸地区）】 漁川左岸地区については、農地の湛水被害解消を図るため、排水機場や排水路の再整備を実施し、令和２年度に事業が完了した。 漁川右岸地区は、排水機場及び排水路の老朽化が進行しており、排水系統の見直しを含めた整備が必要となっている。 北海道開発局により、令和４年度から令和６年度まで地区調査が実施され、令和７年度の事業着手に向け、連携して事務手続きを行っている。 【道営水利施設整備事業】 昭和６０年に道営事業で整備された「中島松排水機場」は老朽化が著しい状況であるため、道営事業としての再整備に向けた協議を進め、施設の機能保全を図る必要がある。 令和５年度に北海道により実施計画が策定され、令和６年度に道営土地改良事業として計画樹立されている。
今 後 の 展 開	○農業生産基盤施設整備の推進 【国営かんがい排水事業（漁川右岸地区）】 令和７年度に法手続きを行い、その後の事業着手を目指す。 【道営水利施設整備事業】 令和７年度から令和８年度の２年間で改修工事の測量設計を行い、令和９年度から令和１２年度の４年間で改修工事を実施する予定。

現況と今後の展開

課名 商工労働課

現況	●恵庭市中小企業振興基本計画について 中小企業が地域に根ざすまちづくりを推進するため、中小企業者自身が取り組むこと、中小企業者と市民が協力して地域内の経済循環を高めていくことを目的として、平成25年に恵庭市中小企業振興条例を制定し、平成28年に「恵庭市中小企業振興基本計画」を策定した。平成28年度及び令和元年度に経営改善調査を行い、人材確保や事業承継などの課題が明らかとなったことから、平成30年度に中間見直しを行い、令和3年度からの第2期計画にて改訂を行った。 4つの視点に基づいた6つの基本戦略を推進し、中小企業振興を図ることとしている。 《6つの基本戦略》 戦略1「持続的な生産・経営基盤の確立支援」 ・・・融資制度、商工会議所相談等 戦略2「恵庭の魅力向上の取組」 ・・・産業PRイベント、花の拠点等を活用した観光推進 戦略3「雇用の確保と人材育成の支援」 ・・・市内の人材の確保の推進、事業者の人材育成のための支援等 戦略4「地域循環型経済の確立と産業間連携の強化」 ・・・農商工連携、ビジネスマッチング、新商品開発支援等 戦略5「起業・第二創業・円滑な事業承継等による地域経済の活性化」 ・・・起業支援補助、起業塾、起業・承継相談等 戦略6「恵庭市内中小企業の継続的な経済環境の調査研究の推進」 ・・・審議会での検証、各調査の実施等
今後の展開	●計画の進捗管理について 恵庭市中小企業振興審議会専門部会を設置し、市の予算事業の実績を検証するとともに、民間や外部機関などの有識者からの意見やアイデアの提案により改善を図るなど、毎年度、事業の進捗管理を実施。 ●計画の改訂について 本計画は令和7年度までの計画であることから、令和6年度に実施した「恵庭市中小企業経営改善実態調査」（アンケート）の結果を踏まえ、今年度（令和7年度）に今後の施策の見直しなども含めた計画の改訂を行う。

現況と今後の展開

課名

商工労働課

●企業誘致・留置の推進

現在、企業誘致については、市内の工業団地がすでに完売しており、企業が所有する未利用地について誘致活動を展開している。

また、市が恵庭工業クラブの事務局として、会員企業間の連携を図るほか、企業からの相談にワンストップサービス体制で対応するとともに、企業誘致専用のホームページを活用し情報発信を行うなど、既存立地企業に対するフォローアップと留置に努めている。

●近年の状況

年 度	引き合い件数	立地件数
令和 2 年度	35	5
令和 3 年度	51	3
令和 4 年度	43	4
令和 5 年度	40	2
令和 6 年度	40	6
合 計	209	20

●新たな工業団地の整備検討

年間30～40件前後の引き合いがある一方で市内の工業団地がすでに完売しており、これらの引き合いに対応できない状況が続くなか、千歳市にラピダス社の工場建設が決まり、本市への問い合わせが増えていることから、戸磯地区を対象に新たな工業団地の整備を検討中。

●企業誘致・留置の推進

①ホームページや企業誘致パンフレットを活用し、良好な交通アクセスや災害が少ないなどといった恵庭市の優位性に関する情報発信を継続するとともに、恵庭工業クラブ等とも連携を図り、既存立地企業に対するきめ細かなフォローアップに努める。

②企業誘致に関する関係機関からの引き合いの情報などに迅速に対応し、北海道とも連携しながら、積極的に企業訪問等を行い未利用地等への誘致活動に取り組む。

③道や市の補助金制度の周知を図り企業進出を促進する。

●新たな工業団地の整備検討

令和5・6年度に実施したサウンディング型市場調査や企業立地動向調査の結果を踏まえ、新たな工業団地の整備検討を加速させていく。

現況と今後の展開

課名

商工労働課

現況	●農商工連携による地域産業活性化事業 地元の農産物等の地域資源を他産業と連携させ、高付加価値化を図るため平成25年2月に「恵庭市農商工等連携推進ネットワーク」を設立。新商品の開発及び販路開拓に向けた支援、ホームページや紹介冊子、えにわん産業祭等による市内外への情報発信に取り組んでいる。 （令和6年度末現在の会員数114） ＜産業PRイベントの実施＞ ◇平成21～26年度「えにわ食農交流フェスタ」（市民会館） ◇平成27年度～ 「えにわん産業祭」（総合体育館） ※令和2、3年度についてはコロナ禍のため中止 ◇令和4・5年度 「シン・えにわん産業祭」（はなふる） ◇令和6年度 「えにわん産業祭UNITE」（はなふる） ＜主な取り組み＞ ・毎年3月に、本ネットワーク主催で会員向けの商品開発や販路拡大を目的とした勉強会を開催 ・商品開発・売場づくりを行う担当者をアドバイザーに招き、実践的な商品開発に向けた支援を実施 ・道内外で開催される商談会への出展費の助成 ・市内外のイベントやフェアなどへの出展勧奨 ●都市間交流による産業連携 友好都市である静岡県・藤枝市と平成29年8月に「藤枝市・恵庭市農商工連携広域ネットワーク」を設立し、両市の広域連携事業に取り組んできたところである。これまで両市の産業PRイベントにおいて、ブース出展やマッチング商談会するなどの交流を図ってきた。また、藤枝市の原材料を活用した新商品補助金による商品開発の推進を行い、アンテナショップで商品のPR・販売等を行っている。
今後の展開	●農商工連携の推進 平成30年度まで地方創生推進交付金を活用。これまでの取り組みにより事業者間の交流、取引が始まっている。これらの取り組みをさらに促進させるため、引き続き「恵庭市農商工等連携推進ネットワーク」の運営や「えにわん産業祭」を開催するとともに、藤枝市と更なる交流や連携を図るため、下記の事業に取り組む。 ① 両市の産業イベントへの出展 ② 連携商品原材料提供 ③ 連携商品開発支援補助金の推進

現況と今後の展開

課名

商工労働課

現 況	●恵庭市人材確保計画について 恵庭市人材確保計画は、「地域の、企業の、恵庭の財産となる人を確保する」ことを目的として、第5期恵庭市総合計画に合わせて平成31年2月に策定され、当初は平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とした。 その後、生産年齢人口の減少、高齢化率の更なる上昇、また、新型コロナウイルス感染症拡大などが雇用情勢に与えた影響に対応するべく内容を見直し、令和3年度から令和5年度までの3か年を第2期、令和6年度から令和8年度までの3か年を第3期として各事業を推進している。 ●季節労働者の現状について 恵庭地域を対象とする、厚生労働省より委託された通年雇用促進支援事業の実施主体として平成19年8月に設立された恵庭市通年雇用促進協議会が中心となって、季節労働者の通年雇用化の実現に向けた啓発と支援を目的とした事業を実施している。 令和6年度末で恵庭市内に477名の季節労働業務に従事する市民がおり、平成19年度の事業開始から延べ805名が通年雇用化を果たした。
今 後 の 展 開	●第3期人材確保計画 ◇計画期間・・・令和6年度から令和8年度 ◇目 標 値・・・雇用（従業員）確保率の増加 毎年度、庁内委員会及び外部有識者による委員会を実施し、進捗管理を行っている。 ◇雇用対策の推進 ・就職を希望する学生の就職活動を支援し、市内企業の人材確保の促進を目的として、市内の高校生、専門学校生、大学生を対象とした市内の企業見学バスツアーを実施 ・正社員向け、パートアルバイト向けと対象を分け、合同企業説明会を開催 ・女性デジタル人材育成事業を実施 ●通年雇用促進協議会の取組 市内の季節労働者数は、年々右肩下がりで減少を続けているが、毎年一定数の季節労働者が新たに雇用されていると考えられる。今後は新規季節労働者や若年季節労働者への支援事業利用啓発に努める。

現況と今後の展開

課名 花と緑・観光課

現況	◆花と緑のまちづくりの推進 第5期恵庭市総合計画に基づき、「花のまちづくり」活動を推進しています。 ◎えにわ花のまちづくりプラン（計画期間：10年間） ○目的：市民・行政・団体・企業の協働による花と緑豊かなまちを育むことを目指します。 ○主な取り組み： ・環境整備：公共施設や街路の美化、自然環境の保全、花の拠点の整備などを進めます。 ・人材育成・交流：市民が花に親しむ機会を増やし、交流を促進するとともに、人材育成を図ります。 ・具体例：花壇整備、市民講座の開催、オープンガーデンの推進、各種イベントの開催などを実施しています。 ◎恵庭市公共施設花づくり基本指針（計画期間：5～10年間） ○目的：「花のまち恵庭」のイメージを公共施設でも展開するための、花づくりの基本方針と運営指針を定めています。 ○主な取り組み： ・公共施設を重点施設と通常施設に分類し、メリハリをつけた花づくりを行います。 ・各施設管理者が花づくりに取り組み、必要に応じて専門家も活用します。 ・情報発信を拡大し、市民・団体・企業との協働を強化します。 ・安定的な財源を確保し、部課間の連携と制度改善を図ります。 ・PDCA サイクル（計画→実行→評価→改善）を活用し、継続的な改善に努めます。
今後の展開	◆花と緑のまちづくりの推進 ◎えにわ花のまちづくりプランの推進 ○花の拠点 はなふるへの誘客を促進します。 ○花とくらし展を開催します。 ○花のまち並み推進事業を進めます。 ○関係団体と連携し、コミュニティガーデンの持続的な維持管理と継続的な取り組みを進めます。 ○花のまちづくりプランの進捗管理を行います。 ○ガーデンフェスタその後検討懇談会からの提言に基づく事業を推進します。 ※令和7年度からは、中長期的に取り組む事業の一つである（仮称）花と緑の文化センターの取り組みに着手します。 ◎恵庭市公共施設花づくり基本指針の推進 ○花の拠点 はなふるや駅前ロータリーといった重点施設での取り組みを推進します。 ○主要市道や市役所などの通常施設では、既存の取り組みをさらに充実させていきます。

現況と今後の展開

課名 花と緑・観光課

現況

◆観光振興の推進
市民と観光客による「観交」を通じ、持続的な発展と魅力向上を目指します。
◎第2期恵庭市観光振興計画（10年間）
○計画のテーマ：花のまち 恵みの庭を育む 「観交」まちづくり
○基本理念：市民が主体となり、恵庭の自然や資源を活かした「観交（交流・交歓）」を促進し、地域全体の活性化を目指します。
○現状と課題：
・観光客が増加基調、本市は空港・札幌に近く、花のまちや自然・農産物、既存施設（道の駅など）があり、市民の意識も高い。
・二次交通・情報発信・宿泊施設が不足し、周遊性・消費額が低い。
・関係者連携と通年集客、担い手の確保も課題。
○目指す効果と成果指標：
・目指す効果：恵庭の知名度向上、交流人口の拡大、経済波及効果の拡大
・成果指標

	計画（H26）	目標（R7）
年間観光入込客数	133.3 万人	150.0 万人
観光消費額	約 55 億円	約 62 億円

○基本方針：
・市民が主体となった「観交まちづくり」の推進
・観光プロモーションの充実による恵庭の魅力発信
・魅力的な観光資源の創出と活用
・受入環境の整備と質の向上

今後の展開

◆観光振興の推進
◎第3期恵庭市観光振興計画の策定
第2期恵庭市観光振興計画の成果と課題を踏まえ、令和7年度末までに第3期観光振興計画を策定します。観光事業者や市民の意見を反映し、北海道文教大学と連携して、令和8年度から10年間の新たな成果指標を設定します。

◎花の拠点 はなふるの誘客推進
花の拠点 はなふるは、本市の観光拠点として、道と川の駅「花ロードえにわ」や宿泊施設と連携しながら、観光誘致と地域活性化を目指すとともに、市民参加や花文化の発信を強化し、施設の利活用促進や新たな機能導入、既存機能の見直しを進めます。

◎既存観光公園の利活用推進と魅力向上
ルルマップ自然公園ふれらんどは、利用者層の変化に対応し、集客・収益性の高い公園を目指すとともに、広報を強化し、若年層やファミリー層の利用拡大を図ります。
また、パークゴルフ場をキャンプ場や運動施設に転用するなど、官民連携で施設を再編し、通年利用可能な魅力ある公園を目指します。

◎盤尻地区観光まちづくり事業化構想の推進
盤尻地区は、広報強化、通年型施設や歴史遺産を活用した新規観光コンテンツの開発、資源維持のための官民連携、役割分担の明確化を進めます。これにより、自然と歴史を活かした持続可能な観光地として、地域全体の活性化を目指します。

現況と今後の展開

課名 花と緑・観光課

現況	◆花の拠点 はなふるの整備・運営 花の拠点 はなふるは、本市の長年の「花のまちづくり」の集大成であり、観光振興や地域活性化、花文化の育成・発信において重要な役割を担う施設です。 ◎施設概要 ○開設時期：令和2年11月 ○主要施設（管理者別）： ・指定管理（（株）ガーデンシティ恵庭） ガーデンエリア、センターハウス、RVパーク花ロードえにわ、えにわファミリーガーデン「りりあ」、暮らしを恵む庭集会施設 ・管理許可（デリシャス（株）） 道と川の駅「花ロードえにわ」 ※24時間トイレ・授乳室は指定管理 ・管理許可（恵庭かのな協同組合） 農畜産物直売所「かのな」 ・設置管理許可（みずほ信託銀行（株）、アルファコート（株））※Park-PFI フェアフィールド・バイ・マリオット・北海道えにわ スターバックスコーヒー はなふる恵庭店、恵庭おむすびそば ◎イベント・活動状況 令和4年6月に開催された第39回全国都市緑化北海道フェア（ガーデンフェスタ北海道2022）のメイン会場となり、本市の「花のまちづくり」の魅力を全国に発信しました。また、定期的に季節に合わせた各種イベントが開催されています。 ◎特徴・強み ○多様な機能の集積：多角的なニーズに応えられる複合施設 ○専門性の高い庭園：花好きのみならず多くの来場者を魅了 ○地産地消の推進：恵庭の新鮮な農産物を直接消費者に届ける場 ○家族連れへの配慮：子どもが楽しめる施設が充実、ファミリー層に人気 ○利便性：休憩や食事、お土産購入の場としても機能しており、ドライブ中の立ち寄りスポットとしても認知
今後の展開	◆花の拠点 はなふるの整備・運営 ◎花の拠点 はなふる各施設の利用促進 ○さらなる各施設の利活用を推進します。 ○新たな機能の導入や既存施設の機能・用途の見直しなどを検討します。 ◎次期指定管理者の選定 現指定管理の期間は令和7年度末までであることから、令和8年度から5年間の指定管理者を公募により選定します。 ◎各施設の老朽化への対応 花の拠点センターハウス（平成7年新築）や道と川の駅「花ロードえにわ」（平成18年新築）など、老朽化が進んでいる施設もあることから、計画的な修繕について検討します。 ◎市内周遊の促進と消費拡大 ○観光デジタルマップ「はなたびマップ」の活用を促進します。 ○はなたびタクシーの実施とその効果を検証します。

現況と今後の展開

課名 経済振興室

現況

「ラピダス社の千歳市進出」や「北海道・札幌市のGX投資に関するアジア・国際金融センターに向けた動き」、「北広島市におけるFビレッジの開発効果」など、本市の都市づくりに大きく関わる変化に対応するため、令和6年度に都市計画マスタープランを改定。

今後の展開

都市計画マスタープラン改定により、新たに「必要に応じて土地利用を検討する区域」に位置付けられた西島松・上山口・戸磯の3地区について、市街地拡大の具体化に向けた、調査・検討や関係機関との調整などを行う。

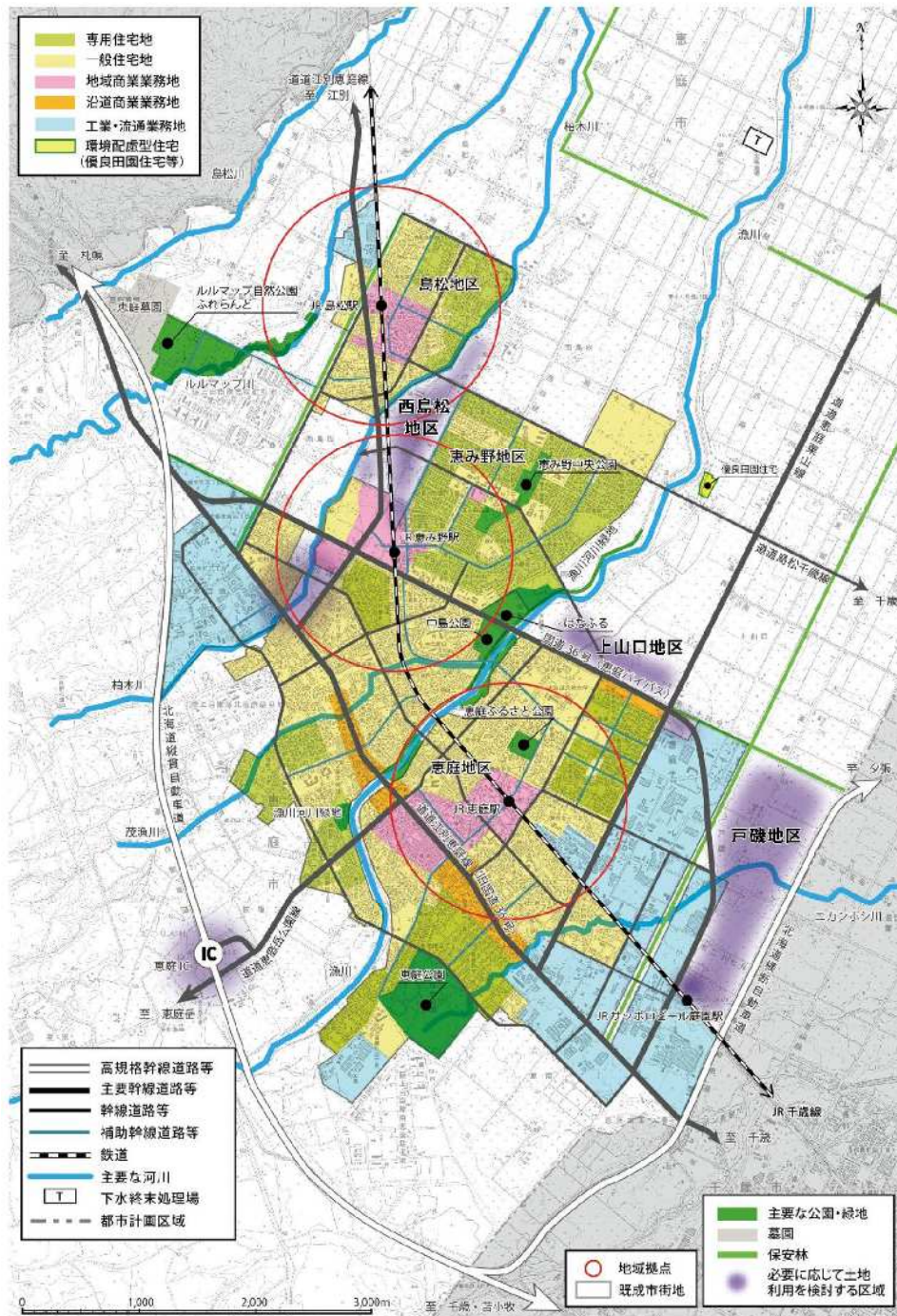


図 3-1 土地利用方針図

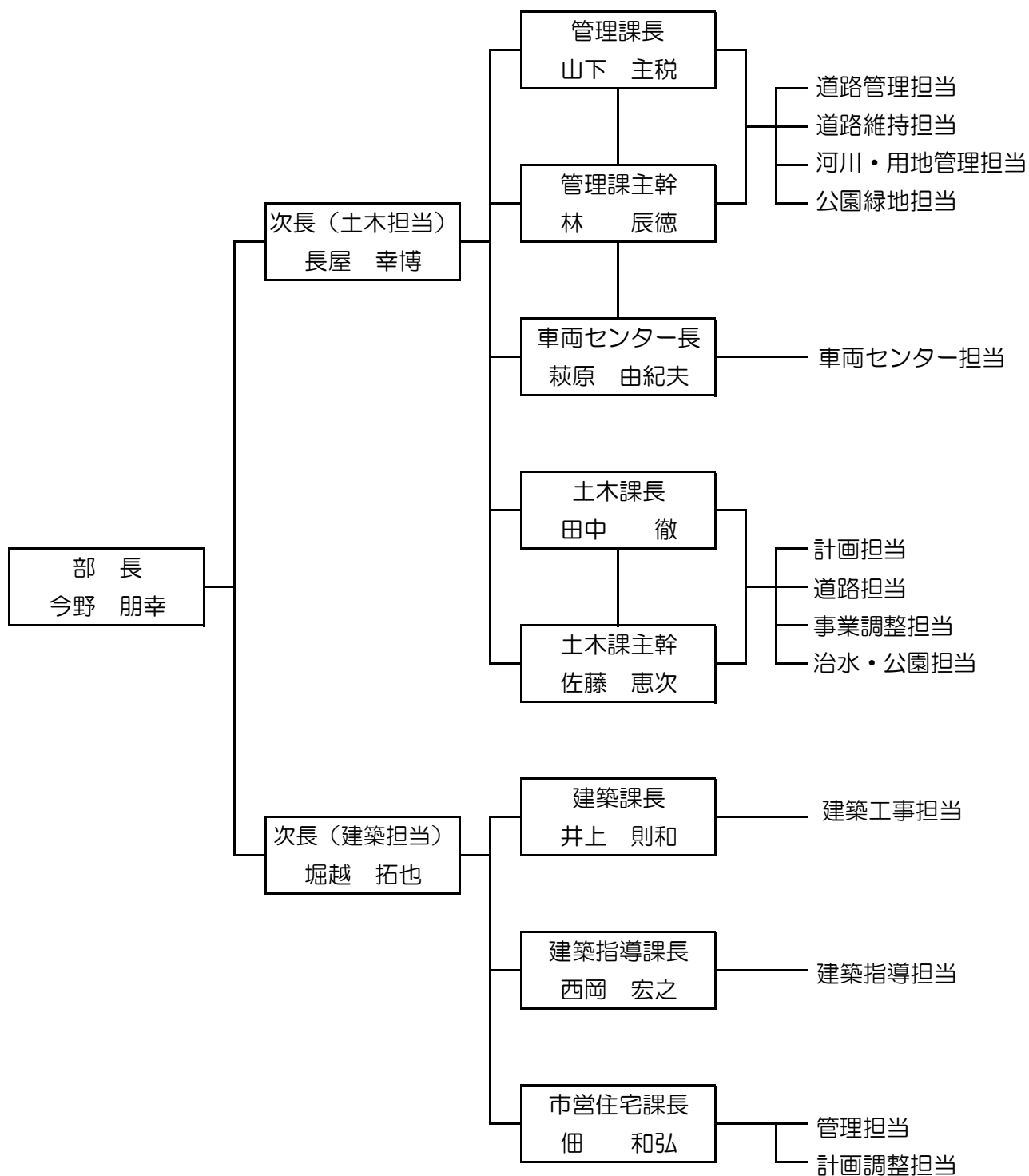
資料：令和3年版恵庭市都市計画マスタープラン（令和7年改定）

経済建設常任委員会 提出資料

<建設部>

- ・管 理 課
(車 両 セ ン タ ー)
- ・土 木 課
- ・建 築 課
- ・建 築 指 導 課
- ・市 営 住 宅 課

【建設部組織図】



部長職	次長職	課長職	主査職	スタッフ	計	再任用課長職(内数)
1	2	8	13	18	42	(1)

事務分掌及び組織【建設部】

組 織	事 務 分 掌
管理課	・道路の管理に関すること。 ・道路台帳の調製及び保管に関すること。 ・財産台帳の調製及び保管に関すること(他の所管に属するものを除く。) ・道路占用料の額の決定及び徴収に関すること。 ・行政財産使用料の額の決定及び徴収に関すること(他の所管に属するものを除く。) ・市道路線の認定、廃止及び変更に関すること。 ・市道路線の区域の決定及び供用の開始に関すること。 ・道路施設(他の所管に属するものを除く。)の維持補修計画に関すること。 ・道路施設(他の所管に属するものを除く。)の維持補修工事の調査及び設計施工に関すること。 ・直営工事の調査及び計画に関すること。 ・所管工事の監督及び検査に関すること。 ・除排雪システムの調査研究に関すること。 ・除排雪の計画及び実施に関すること。 ・道路の監察及び取締りに関すること。 ・道路占用の許可及び技術審査に関すること。 ・行政財産使用の許可及び技術審査に関すること。 ・直営で実施する道路施設(他の所管に属するものを除く。)の維持補修工事に関すること。 ・直営で実施する除排雪に関すること。 ・車両及び車両管理施設の維持管理に関すること。 ・建設機械の運行管理に関すること。 ・図面及び成果の管理に関すること。 ・用地測量及び物件調査委託業務(他の所管に属するものを除く。)の設計、監督及び検査に関すること。 ・用地(他の所管に属するものを除く。)の取得及び補償に関すること。 ・国有地の払下げに関すること。 ・行政財産(他の所管に属するものを除く。)の管理に関すること。 ・公園緑地の管理に関すること。 ・公園使用及び占用に関すること。 ・公園緑地の整備計画に関すること。 ・公園緑地事業の調査及び設計施工に関すること。 ・公園緑地に関する災害復旧事業に関すること。 ・河川愛護団体に関すること。 ・普通河川の使用管理及び台帳に関すること。 ・普通河川の維持管理、改修事業の調査及び設計施工に関すること。 ・普通河川の災害復旧工事の調査及び設計施工に関すること。 ・河川使用料の額の決定及び徴収に関すること。 ・水利権申請書類の進達に関すること。 ・受託土木工事の調査及び設計施工に関すること

組 織	事 務 分 掌
土木課	・道路の整備計画に関すること。 ・道路事業及び街路事業の調査並びに設計施工に関すること。 ・道路に関する災害復旧事業に関すること。 ・受託土木工事の調査及び設計施工に関すること。 ・所管工事の監督及び検査に関すること。 ・治山対策に関すること。 ・治山事業関係団体に関すること。 ・演習場等障害防止工事の調査及び設計施工に関すること。 ・国又は道の道路工事に係る連絡調整に関すること。 ・恵庭駅西口土地区画整理事業に関すること。 ・島松駅周辺再整備に関すること。 ・治水対策に関すること。 ・治水事業関係団体に関すること。 ・国又は道の河川工事に係る連絡調整に関すること。
建築課	・建築工事の調査及び設計施工に関すること。 ・建築工事の監督及び検査に関すること。 ・建築工事の受託に関すること。
建築指導課	・住生活基本計画に関すること。 ・建築確認申請業務に関すること。 ・建築完了検査申請の検査に関すること。 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく違反建築物の調査及び取り締まりに関すること。 ・建築物の指導及び相談に関すること。 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく許可、認定及び指定に関すること。 ・建築士法（昭和25年法律第202号）に関すること。 ・住宅の認定に関すること。
市営住宅課	・市営住宅の総合調整に関すること。 ・市営住宅の管理に関すること。 ・市営住宅敷地の管理に関すること。 ・市営住宅の維持修繕に関すること。 ・市営住宅使用料額の決定に関すること。 ・市営住宅使用料及び敷金の賦課徴収に関すること。 ・市営住宅共同施設使用料額の決定に関すること。 ・市営住宅共同施設使用料の賦課徴収に関すること。 ・市営住宅運営委員会に関すること。

現況と今後の展開

課名

管理課

現況	1) 市道等の維持補修 <幹線道路・生活道路> 市内には幹線道路及び生活道路合わせて1,405路線(約529km)の市道があるが、老朽化や冬期の凍結に起因する損傷などにより、維持補修業務が増大してきている。 道路、道路施設等の修繕計画を策定し、定期的な点検や修繕を行っており、日常の維持管理については、除雪も含めた道路維持管理委託業務を恵庭まちづくり協同組合にて実施している。 <街路樹> 市内には、都市計画道路に植栽された街路樹が約6,000本あり、緑化に大きく貢献してきた一方で、その一部は老朽化、大木化による倒木や落枝(葉)、根上がりによる歩道損傷など様々な問題が発生しており、街路樹の再生に向けた取り組みが必要である。 2) 除排雪体制 市道の除雪延長約520km、市道以外の除雪延長約20km、公共施設49箇所、歩道約194kmの除雪を実施しているが、除雪従事者の高齢化による人材不足や除雪機械の老朽化が課題となっている。 3) 公園管理 市内には建設部が所管する都市公園・緑地等が167箇所あるが、供用開始から30年以上を経過したものが約7割を超え、遊具や公園施設の老朽化が進んでいる。 「恵庭市公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した遊具や公園施設の更新を計画的に進めている。
今後の展開	1) 市道等の維持補修 <幹線道路・生活道路> ・日常パトロールによる点検等をもとに、維持修繕(穴ぼこ補修や清掃等)を実施するとともに、「舗装長寿命化修繕計画」を策定し計画的な道路補修を実施する。 ・中長期的な視点による事業費の平準化を図る。 ・市民要望を把握し、効果的な維持管理へ反映する。 <街路樹> ・「街路樹の再生指針(令和元年度策定)」に基づき、定期的な剪定や撤去を行う。 ・植樹柵・植樹帯の除草など市民協働の取り組みを推進する。 2) 除排雪体制 ・人材の確保と計画的な除雪機械の更新を行う。 ・ワンオペによる人員不足対応とオペレーター等の操作技術の向上を図る。 ・市民理解の向上を図る。(市・町内会・除雪業者による地域懇談会の開催など) ・車両センターを委託化し、新たな除排雪体制の構築を図る。 3) 公園管理 ・指定管理者(恵庭まちづくり協同組合)による日常点検・修繕の実施。 ・遊具については、「恵庭市公園施設長寿命化計画」に基づく更新を実施するとともに、社会資本整備総合交付金等の財源確保に努める。 ・公園照明灯の更新を行い、利用者の安全性と利便性の向上を図る。

現況と今後の展開

課名

土木課

現況	1) 生活道路の整備、生活関連経路のバリアフリー化 - 市街化区域内の生活道路の整備率は、令和6年度末で約97.2%であり、未整備延長は約7.5kmとなっている。未整備路線のうち、道路敷地幅6m未満の生活道路が約4割を占めている。 「恵庭市バリアフリー特定事業計画」に基づき歩道の段差解消や点字ブロックの敷設などの整備を進めており、令和6年度末で約92.3%の整備を完了している。 2) 橋梁長寿命化 市内には、市が管理する橋梁が136橋あり、平成24年度に「恵庭市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、「事後保全型管理」から「予防保全型管理」に転換し、計画に基づき、修繕工事を実施している。 令和6年度末で22橋が修繕完了し、今後修繕予定の橋梁は8橋となっている。 3) 街区公園再整備 街区公園（87箇所）について、令和3年度に「恵庭市街区公園再整備計画」を策定し、計画に基づき、再整備工事を実施している。 令和6年度末で7公園の再整備が完了し、今後の再整備予定は16公園となっている。 4) 島松駅周辺再整備事業 JR 島松駅のバリアフリー化と併せた移動円滑化、及び、西側地区からのアクセス性向上と東西地区間の円滑な移動を図るため、自由通路や交通広場など駅周辺施設の整備を計画している。
今後の展開	1) 生活道路の整備、生活関連経路のバリアフリー化 - 未舗装の生活道路解消に向け、財源確保に努め、継続して事業を実施し、市街化区域内の舗装率100%を目指す。 - 未整備路線のバリアフリー化整備に向け、財源確保に努め、継続して事業を実施し高齢者・障がい者など社会参加による活力のあるまちづくりの推進を目指す。 2) 橋梁長寿命化 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき修繕事業費の平準化を行うとともに、道路メンテナンス補助金を活用し、効率的に修繕を進め安全性・信頼性を確保する。 3) 街区公園再整備 「街区公園再整備計画（令和3年度策定）」に基づく、再整備を実施する。 - 整備から40年が経過した恵み野中央公園の改修を行う。 4) 島松駅周辺再整備事業 自由通路や西口交通広場等の駅周辺施設について、事業認可申請や整備計画書の作成など、早期の事業着手に向け北海道やJR北海道等との協議、諸手続きを進めていく。

現況と今後の展開

課名	建築課
----	-----

現 況	1) 建築工事業務等の受託・実施状況 令和7年度の工事は、昨年度に引き続き市民会館の耐震化等改修工事をはじめ改修、防音機能復旧工事が主体となっている。 主な工事として、市民会館の耐震化等改修工事（1・2期）、島松市民プール新築工事、恵明中学校トイレ改修工事（2期）、恵庭小学校、恵明中学校の防音機能復旧、小中学校のエアコン設置等が予定されている。 委託については、柏陽団地一般地区解体工事の実施設計委託、昨年度に引き続き小中学校のエアコン設置の実施設計委託、市営住宅旭団地1～3号棟給水設備切替工事実施設計委託、島松小学校の防音機能復旧工事実施設計委託等が予定されている。 ・受託件数及び事業費 <table><tr><td>令和6年度</td><td>工事实績</td><td>27件</td><td>1,987,387千円</td></tr><tr><td></td><td>委託実績</td><td>14件</td><td>79,100千円</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>工事予定</td><td>29件</td><td>2,115,022千円</td></tr><tr><td></td><td>委託予定</td><td>14件</td><td>107,100千円</td></tr></table> 2) 民間活力活用事業に係る設計、建設モニタリングの実施 近年は、市営住宅恵央団地 PFI 建替事業をはじめ、島松地区のほか柏陽地区複合施設整備には、民間活力を活用して事業を取り進めている。直営事業ではないものの、市が定めた要求水準に適合しているか、設計及び建設時にモニタリングを実施している。	令和6年度	工事实績	27件	1,987,387千円		委託実績	14件	79,100千円	令和7年度	工事予定	29件	2,115,022千円		委託予定	14件	107,100千円
令和6年度	工事实績	27件	1,987,387千円														
	委託実績	14件	79,100千円														
令和7年度	工事予定	29件	2,115,022千円														
	委託予定	14件	107,100千円														
今 後 の 展 開	・建築工事業務等の受託・実施 近年は、既存施設の改修、防音機能復旧の工事が多くなってきており、施設を使いながらの工事となることから、利用者の安全面の確保に十分に配慮し、利用に支障とならないよう関係課、施工者等と協議を行い、適正な工事管理に努める。 また、近年の働き方改革、物価高騰等についての社会情勢を踏まえながら関係機関と情報を共有し、業務を進めていく。																

現況と今後の展開

課名

建築指導課

現 況	<u>1) 建築確認申請件数（住宅や共同住宅等。工作物等、計画変更は含めない）</u> 令和2年度 実績：363件 令和3年度 実績：378件 令和4年度 実績：282件 令和5年度 実績：243件 令和6年度 実績：278件 <u>2) 耐震改修の促進</u> 令和2年度 実績：診断5件 改修0件 令和3年度 実績：診断8件 改修1件 令和4年度 実績：診断8件 改修0件 令和5年度 実績：診断2件 改修0件 令和6年度 実績：診断12件 改修0件 除却1件 ※平成22年度より施行された制度における令和6年度までの実績は診断110件 改修32件 除却1件となっている。 ※家屋課税台帳（令和7年1月1日現在）による住宅の耐震化率は、92.8%となっている。 <u>3) セーフティネット住宅の促進</u> セーフティネット専用住宅の供給促進を図ることを目的とし、令和6年度より専用住宅に登録する民間賃貸住宅所有者に対し家賃低廉化に要する費用を補助する制度を行っている。
今 後 の 展 開	<u>1) 建築確認の想定</u> 周辺地域の状況変化による、新たな雇用創出に伴う住宅需要の高まりが予想されますが、市街地内においてまとまった区画は少ないため、現時点においては既存住宅の建て替えによる建築確認申請が多くなると想定されます。 <u>2) 耐震改修・除却の促進</u> 令和6年度より、診断により耐震性の無い住宅に対する改修補助に加え除却に対する補助を行っており、ホームページ、広報、また固定資産税納入通知書にリーフレットを同封することで、家屋所有者に対して耐震診断・改修・除却助成制度の周知促進を図っている。 <u>3) セーフティネット住宅の促進</u> 住宅確保用要配慮者のためのセーフティネット専用住宅の登録を促進するために民間賃貸住宅所有者へ補助制度の周知、更には福祉部局等との情報共有に向けた取り組みを進めていきます。

現況と今後の展開

課名

市営住宅課

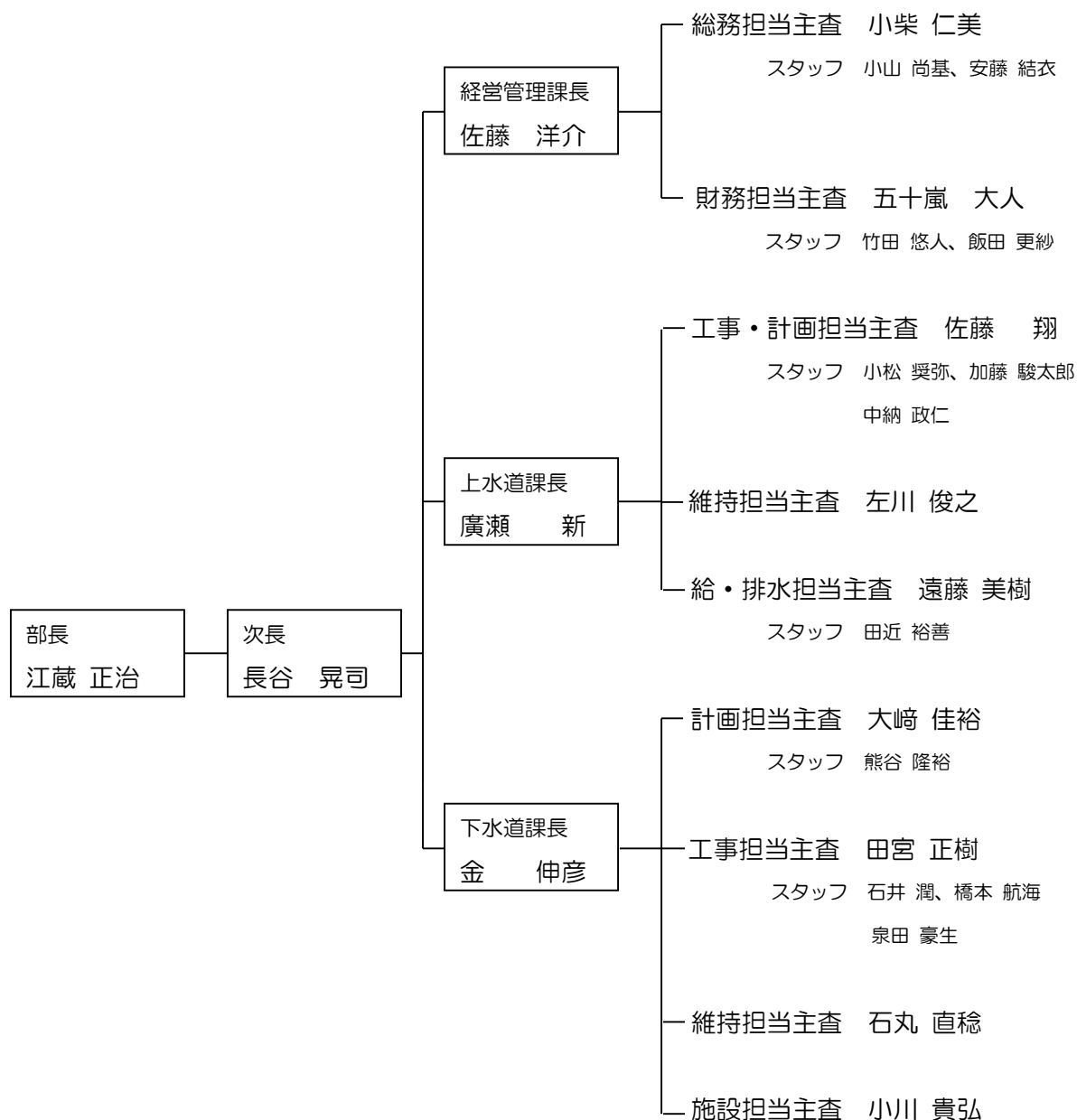
現 況	1) 市営住宅の管理 - 市営住宅の管理戸数（令和6年度末） 11団地94棟1,074戸 - 入居率（用途廃止予定団地除く。※柏陽団地、寿二・三団地、若草団地） R5.4.1 現在 84.6% R6.4.1 現在 87.6% R7.4.1 現在 87.6% 2) 計画的な改修工事の実施 「恵庭市公営住宅等長寿命化計画」に基づき計画的に改修等を実施 - 令和5年度 寿第一団地1号棟外壁屋根等改修工事 桜町団地8～12号棟給水設備切替工事 - 令和6年度 寿第一団地2号棟外壁屋根等改修工事 桜町団地4～7号棟給水設備切替工事 - 令和7年度 桜町団地1～3号棟給水設備切替工事 旭団地1～4号棟ガス管更新工事 3) 柏陽・恵央団地建替事業及び用途廃止事業に伴う移転事業 「市営住宅柏陽・恵央団地建替基本計画（令和4年改訂）」に基づく柏陽団地の移転事業、用途廃止を行う寿第二、第三団地、若草団地の移転事業について、新たな恵央団地又は既存団地へ移転を進めることで、令和6年度より入居者説明会や個別面談を重ねながら、移転事業を進めている。
今 後 の 展 開	1) 市営住宅の管理 - 新規入居者の募集は、年3回（6月、10月、2月）に実施する。 - 市営住宅の管理業務について、多様な入居者ニーズの対応に伴う更なる管理運営体制の強化や業務効率化を図るため、現在「指定管理者制度」の導入を検討しており、令和8年度の導入を目指している。 2) 計画的な改修工事の実施 公営住宅等長寿命化計画の「整備プログラム」に基づき、国の交付金（社旗資本整備総合交付金）を活用しながら、計画的な改修工事の実施に努める。 3) 柏陽・恵央団地建替事業及び用途廃止事業に伴う移転事業 現在、恵央団地 PFI 建替事業における新たな恵央団地の住棟整備が進められており、本年12月竣工に向け、事前に入居者説明会を開催し、具体的な手続き等の説明を行うこととしており、市営住宅の供用開始後、用途廃止予定の4団地からの入居者移転を順次取り進める。 また、移転事業完了後柏陽団地解体工事に着手する。

經濟建設常任委員會 提出資料

＜惠庭市公營企業 水道部＞

- ◆經營管理課
- ◆上水道課
- ◆下水道課

恵庭市公営企業 水道部組織図



職	部長職	次長職	課長職	主査職	スタッフ	計
職員数 (うち再任用)	1	1	3	9	12 (0)	26 人 (0)

事務分掌及び組織

〈水道部〉

組 織	事 務 分 掌
経営管理課	ア 公営企業の総合調整に関する事。 イ 条例、規程等の審査及び令達番号簿の管理に関する事。 ウ 公告式に関する事。 エ 公印の管守に関する事。 オ 職員の人事、給与及び服務に関する事。 カ 職員の安全衛生管理に関する事。 キ 庁舎の施設維持管理に関する事。 ク 水利権の取得及び更新（技術的事務を除く。）の事務に関する事。 ケ 公営企業経営審議会の事務局に関する事。 コ 予算の総括及び決算の調製に関する事。 サ 財政計画に関する事。 シ 予算の執行管理、資金計画及び資金運用に関する事。 ス 企業債の資料の取りまとめ及び一時借入金に関する事。 セ 収入及び支出の審査に関する事。 ソ 例月検査及び棚卸資産の監査に関する事。 タ 預金及び有価証券の出納保管に関する事。 チ 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。 ツ 固定資産台帳の整備保管に関する事。 テ その他経理に関する事。 ト 水道料金、下水道使用料等の調定、請求、収納及び還付に関する事。 ナ 異常水量等の認定に関する事。 ニ 収納業務及び検針業務に関する事。 ヌ 給水停止及び滞納処分に関する事。 ネ 徴収停止、執行停止、債権放棄及び不納欠損に関する事。 ノ 料金等の調査統計に関する事。 ハ その他料金に関する事。

上水道課	ア 上水道施設の計画及び建設に関すること。 イ 所管に係る諸調査に関すること。 ウ 上水道の事故等に関すること。 エ 水道供給計画等の策定に関すること。 オ 配水施設及び消火栓の工事に関すること。 カ 水利権更新等の技術的事務に関すること。 キ 事業用無線の取扱いに関すること。 ク 配水施設の維持管理に関すること。 ケ 給水装置工事及び排水設備工事の指導、審査及び検査に関すること。 コ 水道・給水装置台帳の整備保管に関すること。 サ 指定給水装置工事業者、排水設備業者及び技術者の指定及び登録に関すること。 シ 所管に係る工事の監督及び検査に関すること。 ス 水道メーターの整備、維持管理及び調査に関すること。 セ 不明メーターの調査管理に関すること。 ソ 給水装置、配水管等の漏水調査及び修繕に関すること。 タ 水道水の水質管理に関すること。
下水道課	ア 下水道施設の計画及び建設に関すること。 イ 所管に係る諸調査に関すること。 ウ 下水道の事故等に関すること。 エ 所管に係る工事の監督及び検査に関すること。 オ 下水道事業の供用開始及び使用開始に関すること。 カ 下水道事業受益者負担金に関すること。 キ 開発行為等に係る指導及び調整に関すること。 ク 下水道事業の制限行為に関すること。 ケ 雨水流出抑制に係る指導要綱に関すること。 コ 下水道施設（下水終末処理場を除く。）の維持管理に関すること。 サ 下水道台帳の整備保管に関すること。 シ 個別排水処理施設の設置及び維持管理に関すること。 ス 下水道の水質規制に関すること。

	セ 特定施設及び除害施設の設置指導、確認及び検査に関すること。 ソ 個別排水設備施設整備事業の受益者分担金の賦課徴収に関すること。 タ 水洗便所改造資金の貸付けに関すること。 チ 排水設備及び水洗便所の普及促進に関すること。 ツ 汚水及び排水に係る私設メーターの指導に関すること。 テ 下水終末処理場との連絡調整に関すること。 ト 日本下水道事業団の技術支援に関すること。 ナ 下水終末処理場施設の運転及び維持管理に関すること。 ニ 下水終末処理場の技術的報告書の作成に関すること。 ヌ 下水終末処理場の放流水の水質検査に関すること。 ネ 生ごみ・し尿処理場の維持管理受託事業に関すること。
--	--

現況と今後の展開

課名 経営管理課

現況	○経営状況 ＜水道事業＞ 物価や労務単価の上昇により近年は費用が増加する一方、コロナ禍で一時的に落ち込んだ料金収入が社会経済活動の回復や人口増加の下支えがある等、増加傾向であり、平成 29 年度以降、連続して黒字を維持しています。また、資金繰りとしても 300%を上回る流動比率を維持しており、健全経営を持続しているところです。 ＜下水道事業＞ 水道事業と同様に物価等の上昇により、費用が増加する一方で使用料収入の回復も見られ、公営企業法適用以降、連続して黒字を維持しています。また、資金繰りとしても近年は 200%程度の流動比率を維持しており、健全経営を持続しているところです。 ○経営計画 下記、ビジョン・経営戦略を進捗管理や予算編成方針等に活用しています。 ●水道事業ビジョン・経営戦略 (計画期間：令和 2 年度～令和 11 年度)(中間見直し：令和 6 年 11 月) ●下水道ビジョン・経営戦略 (計画期間：令和 4 年度～令和 13 年度)(策定：令和 4 年 3 月) ○恵庭市公営企業経営審議会の運用 公営企業の経営や事業計画に関すること等を調査・審議する当該審議会を適切に運用しています。(例年、年 2 回開催(予算・決算、経営戦略の進捗状況のほか重要事項の報告・審議など))
今後の展開	○経営計画 今後は施設の老朽化の進展に伴う更新需要の増大等により、経営環境が厳しさを増すことから、中長期的に健全経営を持続するためには、収支改善に向けた取り組みの検討(事業の効率化や料金水準の検討など)がより一層重要になります。 このことを踏まえ、下水道ビジョン・経営戦略は、計画中間年である令和 8 年頃に見直しを予定しているほか、今後の経営に大きな影響を与えることが想定される新市街地開発の動き等を踏まえ、水道事業ビジョン・経営戦略についても下水道と併せて見直す等、環境の変化を捉え、収支改善に向けた取り組みを念頭に今後の上下水道経営を見定めて参ります。 ○恵庭市公営企業経営審議会の運用(令和 7 年度 委員改選期) 今後、経営環境が厳しい局面を迎える中、経営審議会の果たす役割はさらに高まることから、より一層、効果的な審議会の運用に努めて参ります。 ○広報活動の充実 経営環境が厳しさを増す中、今後の施策展開に向けた上下水道事業への市民理解の醸成が重要と考えられることから、各種媒体を活用した効果的な広報に努めて参ります。

現況と今後の展開

課名

上水道課

現況	○水道事業の現況 安全な水を安定して供給すること、水質事故や災害時の水源確保を目的として、石狩東部広域水道企業団が行っている水道用水供給事業に参画し、平成27年度から、漁川浄水場と千歳川浄水場から受水し水源を2系統化しています。 牧場・柏木配水池の運転監視業務は同企業団へ業務委託しています。 ○水道管路の耐震化状況 令和6年度末時点で、送水管や配水本管などの基幹管路の耐震適合率で約82%、配水支管の耐震適合率で約96%となっています。 配水支管のうち、昭和53年以前に布設された硬質塩化ビニール管（TS継手）は、耐震適合性がなく漏水事故率も高いため、早急に更新する必要があります。 （令和6年度末TS継手管路延長 約18km） なお、法定耐用年数40年を経過した老朽管は、令和6年度末で約99kmとなっています。 ○応急給水体制の整備・強化 令和2年度に「はなふる」、令和6年度には「市民会館前」において、災害等による広域的な断水の発生に備え、初期の応急給水を円滑に行うため、緊急貯水槽を整備（容量100トン）するとともに、応急給水体制の強化を図るため、給水車（容量3トン）を配備し、応急給水訓練や施設等の操作訓練を実施しています。 ○指定給水装置工事事業者制度の改善 水道法の一部改正（H30）に伴い、令和2年度より指定給水装置工事事業者の資質の保持と実体との乖離の防止を図るため、5年毎の更新制度を導入しています。（令和6年度末 事業者数131）
今後の展開	○計画的な管路整備 恵庭市水道事業管路更新計画に基づき、事業費を平準化し、耐震化及び老朽管更新などの管路整備を計画的に進めます。耐震化においては、避難所や拠点病院など重要施設へ給水している路線や耐震適合性が無く経年劣化による漏水が多い硬質塩化ビニール管（TS継手）を優先的に更新していきます。 ○安心安全な水道水の供給 水道法に基づく検査地点、検査項目、検査頻度など適正な検査基準を維持しながら、安全な水道水の水質確保に継続して取り組みます。 また、計量法で有効期限が定められている水道メーターについて、有効期限満了前に更新し適正な計量体制の維持に努めます。 ○官民連携の推進 今後の経営環境の変化を見据え、限られた人材や資源の中でも、現状の施設管理やサービス提供の水準を維持できるよう、民間の技術や経営ノウハウなどを活用した官民連携について調査研究を進め、より効率的かつ効果的な事業運営に努めます。

現況と今後の展開

課名	下水道課
----	------

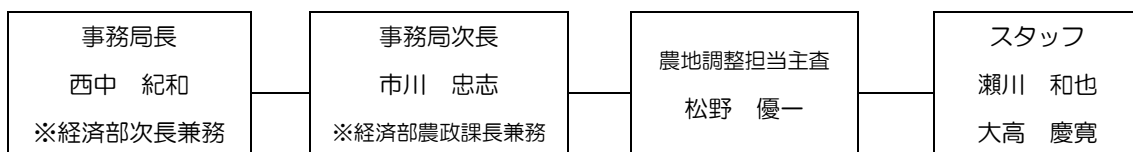
現況	【下水道事業の現況】 本市の下水道事業は、昭和 43 年に 103.4ha の下水道事業認可を受けて合流地区の整備開始、昭和 55 年に下水終末処理場の供用開始以来、街の発展に対処するため、数次の事業認可の変更を受け、令和 6 年度末現在で 1,887.1ha の計画区域で事業を進めております。現在、1,874.6ha の区域について整備済、人口普及率は 97.8%となっています。 ○合流地区の分流化整備 合流式下水道区域（市役所周辺など）103.4ha を、平成 25 年度より雨水管（既設合流管）と污水管（新設）に分離する分流化を進めており、令和 6 年度末では、約 90%（面積約 93ha）が整備済となっています。 なお、本事業は令和 7 年度をもって完了する見込みです。 ○下水道耐震化・ストックマネジメント 下水道整備から、早いものでは 50 年以上が経過しており、終末処理場の各種施設や管渠の耐用年数を踏まえ、耐震化事業やストックマネジメント事業を実施しています。災害に強いライフラインを目指し、管渠（重要幹線）、下水終末処理場の耐震診断結果を基に計画的に耐震化を実施しているほか、管渠、下水終末処理場共に、長寿命化計画に代わるストックマネジメント計画（改築修繕計画）に基づき老朽化対策を実施しております。 ○下水道 GX の取り組み 民間事業者が終末処理場の未利用地等を活用して太陽光発電を行い、その電力を市が購入するオンサイト PPA（電力購入契約）事業を令和 7 年度から開始しました。本事業により、年間 150 t 程度の CO2 削減が可能となります。 ○廃棄物処理施設との連携 終末処理場では、下水汚泥の処理に加え、平成 16 年から、し尿・浄化槽汚泥を、平成 24 年からは生ごみといった地域バイオマスの受入れを開始しております。 下水汚泥と地域バイオマスを混合処理することでより多くの消化ガスを発生させ、令和 2 年からは F I T 制度を活用したバイオガス発電や焼却施設と連携した乾燥汚泥の有効利用を図るなど、下水道事業と廃棄物処理事業が一体となった熱資源、エネルギー循環の取り組みを展開しています。
今後の展開	○下水道施設の耐震化・ストックマネジメント 耐震診断結果を基に計画的に施設の耐震化を進めていくとともに、ストックマネジメント計画（改築修繕計画）に基づく老朽化対策を継続して実施していきます。 ○ウォーターPPP の導入検討 ウォーターPPP は下水道施設の運営を民間企業と協力して行う官民連携の仕組みです。今後、効率的な施設管理や更新に係る事業手法として、本制度の導入可否について検討を行っていきます。

令和7年6月

經濟建設常任委員会 提出資料

＜農業委員会事務局＞

≪農業委員会事務局 組織図≫



役 職	次長職	課長職	主査職	スタッフ	計
職員数	1	1	1	2	5

事務分掌及び組織

＜農業委員会＞

組 織	事 務 分 掌
農業委員会	・ 文書の収受、整理保存に関する事項 ・ 印章の管守に関する事項 ・ 職員の人事に関する事項 ・ 予算の経理及び物品の保存に関する事項 ・ 委員会の会議に関する事項 ・ 諸証明及び閲覧に関する事項 ・ 陳情、請願、訴務に関する事項 ・ 建議、答申に関する事項 ・ 農業、農民に関する全般の啓蒙、経営、改善及び宣伝に関する事項 ・ 公告式及び令達に関する事項 ・ 農業者年金事務に関する事項 ・ 農家基本台帳に関する事項 ・ 国有農地の売払・所管及び管理事務に関する事項 ・ 農地対価等の徴収事務に関する事項 ・ その他法令によりその権限に属する事項 ・ 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)に関する事項 ・ 農地の改良、保全に関する事項 ・ 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)その他法令によりその権限に属する事項 ・ 農地等の利用関係についてのあっせん、争議の防止及び調整に関する事項 ・ 測量、実測、農地等の調査に関する事項 ・ 農地等の交換分合のあっせんに関する事項 ・ 農地等の利用状況の調査に関する事項 ・ 道央農業振興公社との連絡調整に関すること。 ・ その他農地法に付随する事務及び関連する他法令との調整に関する事項

現況と今後の展開

課名 農業委員会

現況

○農業従事者減少に対応した農地利用対策

農業従事者の高齢化の進行および後継者不在により、農家戸数及び農業者が減少を続けており、農地の分散化、荒廃農地の拡大が懸念されている一方で、新規就農者への農地の確保が困難な状況となっている。

このため、道央農業振興公社と連携し、農地の出し手と受け手の情報を把握し農地の利用調整を図っている。

また、耕作放棄による荒廃農地においては違反転用の恐れもあることから農業委員及び関係機関の協力を得て巡回調査を実施している。

<農業従事者及び農家戸数の推移>

※出典：農林業センサス

年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
農業従事者数 (人)	1,001	722	524	410
農家戸数 (戸)	420	341	289	257

今後の展開

○農地利用集積および荒廃農地の防止の推進

高齢化および労働力不足により経営規模を縮小する農家が増加する一方で新規就農者や経営規模拡大を進めている農家は新たな農地の確保が不可欠であることから、道央農業振興公社と連携し農地利用集積を積極的に行い、営農者の農地確保の推進を図る。

荒廃農地における違反転用の未然防止と早期発見を図るため、引き続き農業委員及び関係機関の協力を得て巡回調査を行う。

<恵庭市における新規就農状況>

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規就農者 (人)	0	2	1
年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規就農者 (人)	0	0	0